

2025年3月28日  
郡山市総務部人事課  
課長 杉内 泰史  
TEL：924-2048

職員の懲戒処分について

本日付けで、下記のとおり、4件の懲戒処分を実施しました。  
全職員に対し、「市民の安全・安心を守るべき市職員としての責務・立場」を自覚させるとともに、「交通法規の遵守」「安全運転の徹底」について、改めて指導し、再発の防止に努めてまいります。

記

1 交通事故（過失による人身事故）に係る職員の処分

処分内容	戒告	処分年月日	令和7(2025)年3月28日
事件概要	50代職員（男性）は令和6(2024)年8月4日（日）の午後1時56分頃、私用のため、国道49号を自家用普通乗用車で郡山市方面へ走行中、猪苗代町大字中小松地内の道路において、カーナビゲーションの画面に脇見をして自車を右前方に斜行させて道路右側部分に進出させ、対向進行してきた相手方車両に衝突させた。 この事故により、相手方の運転手に怪我を負わせるとともに、車両に損害を与えた。		

2 交通事故（過失による人身事故）に係る職員の処分

処分内容	戒告	処分年月日	令和7(2025)年3月28日
事件概要	30代の会計年度任用職員（女性）は令和6(2024)年8月10日（土）の午後4時37分頃、私用のため、国道6号を自家用軽自動車であわき市方面へ走行中、あわき市好間町地内の信号機のある交差点において、黄色信号で直進した際、同交差点で右折した相手方車両に衝突させた。 この事故により、相手方の運転手に怪我を負わせるとともに、車両に損害を与えた。		

3 交通事故（過失による人身事故）に係る職員の処分

処分内容	戒告	処分年月日	令和7(2025)年3月28日
事件概要	40代の会計年度任用職員（女性）は令和7(2025)年2月7日（金）の午前7時30分頃、出勤のため、市内麓山一丁目地内の市道を自家用軽自動車で行中、信号機のない交差点において、路面の凍結によりスリップし、前方で停止していた相手方車両に追突した。 この事故により、相手方の運転手に怪我を負わせるとともに、車両に損害を与えた。		

4 運転免許が失効した状態で自動車を運転した職員の処分

処分内容	戒告	処分年月日	令和7(2025)年3月28日
事件概要	30代職員（男性）は、有効期間が令和6年9月27日までの自動車運転免許証の更新手続きを失念し、失効に気付いた令和7年1月29日までの124日間、免許が失効した状態で、自家用車のほか公用車を20回運転した。		